

「第1回広島県犯罪被害者等支援検討会」の開催結果について

1 要旨・目的

本県における犯罪被害者等支援に関する取組等について、外部有識者、関係機関等で構成する広島県犯罪被害者等支援検討会を開催し、委員から意見聴取を行ったので、その結果を報告する。

2 現状・背景

県の総合計画「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」に、「犯罪被害者等への支援」を位置付けており、これまでの取組や社会情勢の変化等を踏まえ、今後の取組について検討を行なっている。

3 概要

(1) 実施主体

広島県

(2) 実施期間（日時）

令和3年6月15日（火） 午後1時から午後3時まで

(3) 場所

ウェブ会議方式で実施

(4) 実施内容

ア 内容

(ア) 県の取組等の説明

(イ) 犯罪被害者等の置かれた状況等について、委員から意見聴取

- イ 検討会委員
- | | |
|--------------|------------------------|
| ・内野 倂司 | (広島修道大学健康科学部教授) |
| (50音順) ・北口 忠 | (犯罪被害者御家族) |
| ・河内 紀和 | (広島弁護士会弁護士) |
| ・河野 芳樹 | (県警本部警察安全相談課長兼被害者支援室長) |
| ・谷口 充寿 | (府中町自治振興課長) |
| ・檜山 桂子 | (広島県医師会常任理事) |
| ・森谷 吾郎 | (呉市人権・男女共同参画課長) |
| ・柳原 ひとみ | (広島被害者支援センター支援活動総括責任者) |
| ・吉中 信人 | (広島大学大学院人間社会科学研究科教授) |

ウ 主な意見

項目	内容
犯罪被害者等支援のための条例の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等が再び平穏な生活を取り戻すためには、長い年月がかかるため、継続的な支援が必要であり、また、民間支援団体への援助を充実させるなどのため条例が必要 ・ 関係機関の力を結集し、より充実した支援を進めていくため条例が必要
相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の相談窓口の認知度が低いなど、被害後、まずどこに相談するのかわからない人もおり、相談窓口の広報が必要 ・ 相談窓口が多いことはよいことだが、支援を受ける側の目線に立つと、どこに相談すればいいのかが、わかりにくい。
必要な支援	<p>(精神的支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活が突然壊れてしまうことにより受ける、大きな精神的ダメージの軽減支援 ・ 被害者と支援者の信頼関係が大切であり、できるだけ同じ担当者が支援すること ・ 自身や、家族が被害にあった場合などの子供のケア <p>(経済的支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判費用（弁護士費用、判決の効力を維持するための費用等） ・ 医療費、転居費用、働けなくなり収入が途絶えたときの負担等 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害直後の日常生活の安定のための支援 ・ 時間経過とともに変わるニーズへの継続的支援 ・ 二次被害の防止 ・ 報道機関と被害者・家族の間の調整等の支援

4 その他（関連情報等）

次回検討会は、今回の意見も踏まえ、犯罪被害者等支援のための条例の制定も視野に検討を進め、7月下旬以降の開催を予定している。

また、検討会の開催結果を含めた検討状況については、適宜報告する。